

8 周防大島の文化財



周防大島東部の生産用具

「周防大島東部の生産用具」3456点は、白木公有地の東和収蔵庫に保存されている。これらの民具は東和町史を編纂中の故宮本常一先生が、町内の生活環境の変化により有形・無形の民俗文化財が急速に失われていると、町に対してその収集保存の必要性を提唱された。提言を受けた町は宮本先生に民具の調査収集保存の指導を依頼し、その指導下で青年団や町内の有志が土日を利用して約1万点の民具を収集した。

これらの民具の内、自然物採集用具、漁撈用具、農耕用具、畜産用具、養蚕用具、紡織用具、手仕事用具、諸職用具、運搬用具、仕事着、飲食用具・灯火・信仰儀礼用具等の12項目の用具が平成2年3月に国の重要有形民俗文化財の

指定を受けた。これら収集された民具は国指定外の民具も含めて、今日では、かつて旧東和町で営まれてきた生業や副業等の生産活動や、飲食、儀礼等の日常生活等の生活の諸相を裏付ける貴重な歴史資料となっている。

旧東和町は海を前に山を後ろに控えた自然環境で、耕地は少なく厳しい地理的条件下で米・麦の農業と漁業を主とし、時代の変化に応じてさまざまな副業を織り交ぜて生活を営んできた。東和収蔵庫に保存されている民具はこの地方のそうした生活形態の変遷や推移を知る上だけでなく、瀬戸内海の島嶼における生活や習俗を知る上の比較資料としても重要なものである。

《町文化財保護審議会委員 菊本雅喜》



募集テーマ

『周防大島の地域資源の活用や島の活性化につながるビジネスプラン』

周防大島町は、「過疎高齢化の島」として有名です。しかし、それと同時に「Uターン者が多い島」、「起業家の多い島」としても知られつつあります。

そんな周防大島にあなたも移り住んでホントのやりたいことにチャレンジしませんか？可能性が芽吹く島・周防大島があなたの次のステージです。

■大賞 1名

大賞受賞者には、最大50万円相当の起業支援を行います。

■募集条件

本気で夢を実現させたいという熱意のある方かつ、受賞後6カ月以内に、周防大島に住民票を移し、島内で活動を実施できる方であれば、島内外問わずご応募できます。

※社内ベンチャー、会社の新規開拓分野等、既存組織内における新規事業開発などは対象となりません。

■選考方法

一次審査（書類選考）および二次審査（事業計画書提出及びプレゼンテーション）を経て、受賞者を決定します。

コンペの審査にあたっては、起業家精神、事業のモデル性、継続的に事業活動を進めることのできるビジネスモデルであるか等を重視し、選考を行います。

■申し込み方法

エントリーシートに必要事項を明記し、周防大島町定住促進協議会までお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ

周防大島町役場政策企画課内 定住促進協議会
〒742-2192 周防大島町大字小松 126-2

☎ 0820(74)1007

メールアドレス info@teiju-suo-oshima.com

※選考スケジュールなど詳しくは周防大島町定住促進協議会ホームページをご覧ください。